第3回「国家を建設するということ─あるべきとありうるのあいだで─」BP

<導入:「夢を実現する」社会を築くために一参加と責任、客分と国民>

ウェスタン・インパクトを前に、新政府を樹立して統一された国家を創って独立を確保した日本。その際、ひとびとが夢を実現できる社会を高らかに掲げて出発したものの、その先にある「参加」と「責任」の体系は頓挫し、棚上げされたままでした。確たる制度がなければ、「夢を実現する社会」は夢のままです。そこでは欧州各国をモデルとしつつ、「日本方民主主義」を実現するための議論が繰り広げられていました。

以下に挙げるふたつの議論は、その制度の根幹となる憲法、とりわけ議会と内閣の関係について論じたものです。前者の啓蒙家はイギリス流、後者の政府要人はドイツ流の導入を主張していました。

<今日の材料:国家のグランドデザイン-イギリスモデルとドイツモデル>

「イギリスには保守と革新という二つの政党の流れがある。保守は頑迷ではなく、革新は 粗暴ではなく、人々の考え方の異なる結果として分かれたに過ぎない。この人々のなか から人物を選挙で選び、彼らが国政を議論する。これを国会という。

ゆえに国会は政党の代表者の会する場所である。当然、彼らの意見は異なるため、決定は多数決を持って行われる。内閣の大臣がいずれかの党派に属することはもちろん、総理大臣はかならずいずれかの政党の首領であり、国会の多数の人とともに国政を議決してこれを施行する」(福沢諭吉『民情一新』1879(明治12)年8月)

「ヨーロッパ各国、特にドイツなどは、決してイギリスのように立法権だけでなく行政の 実権までも与えるところまでは至っていない。大隈や福沢のようにイギリス流を主張 するものは、一挙に日本をヨーロッパ各国の上に凌駕させようとするものである。一時 の軽はずみな行動によって将来を誤り、回復することができないようなことを恐れる。」 (岩倉具視宛て井上毅書簡、1881 (明治 14) 年 6 月 14 日)

【参考:交詢社憲法案(福沢系)と大日本帝国憲法(明治憲法)の比較】

交詢社案: 天皇は内閣と大臣を置いて全ての政務を彼らに任せる。首相は人々の希望に 添って天皇が親任し、その他の大臣は首相の推薦によって任命する。

明治憲法:国務大臣は天皇を助け、その責任を引き受ける(55条)。天皇は行政各部の制度と文武官の俸給を定め、任命する(10条)。

<今日のお題:次のことを考えてクラスに来てください。>

- ・「参加」と「責任」について、それぞれの論者はどう捉えていたのでしょうか。
- ・理想的な前者と現実的な後者、どちらを支持しますか。それはなぜですか。